

静岡県人事委員会は、職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年7月1日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

#### 静岡県人事委員会規則14-185

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（静岡県人事委員会規則14-4）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の職員団体の登録等に関する規則の様式により提出されている申請書等は、改正後の職員団体の登録等に関する規則の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の職員団体の登録等に関する規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。